

本校の医療的ケアについて

大阪府立平野支援学校

保護者用

1. 本校における医療的ケアについて

本校における医療的ケアは、「児童生徒本人や保護者が行っている在宅ケアの一部を、主治医・学校医の連携のもと看護師の巡回など校内体制を整備して実施できるもの」としています。

安全に医療的ケアを実施していくために、以下のことを医療的ケアに関する基本的なとらえ方とし、校内で検討をすすめています。

医療的ケアに関する基本的なとらえ方

- ・治療として一時的に行われる行為ではなく、状態が安定し、日常生活の中で保護者が行っている行為であり、学校教育を保障する上で必要と考えられる行為であること。
- ・保護者からの依頼があり、主治医の指示・同意のもと、校内での協議を進め、学校長が承認したものであること。
- ・実施について、安全面の配慮が十分で、緊急時の対応も具体的に考えられ、教職員全体で理解・認識できるものであること。
- ・保護者との間で、信頼に基づいた協力関係があること。

2. 医療との連携

(1) 主治医との連携

学校で安全に医療的ケアを実施するため、児童生徒の健康状態や医療的ケアの手技方法、緊急時の対応について指示をいただき、協力を要請します。新規医療的ケアの申請があった時や、入学時に主治医訪問を行います。また、体調に変化が生じた時、進級時等に必要に応じて主治医訪問を行います。感染症拡大防止のため、主治医訪問を行えない場合は、保護者を通じて、電話や書面等で連携をとるようにします。

(2) 学校医との連携

医療的ケア実施にあたって、個人マニュアルの確認や、緊急時の対応・泊行事への参加の判断等に係る指導・助言をいただきます。また、必要に応じて医療的ケア安全委員会へ出席を依頼し、学校における医療的ケア実施について助言をいただきます。

*本マニュアルは平成31年3月20日、文部科学省より出された「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」に基づき作成しています。

*大阪府教育委員会の管理の下、制度に従い実施しています。（令和2年10月（令和4年1月改定）
「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」（大阪府教育委員会）

3. 医療的ケアの実施内容

	教員が実施できる医療的ケア	看護師のみ実施できる医療的ケア
特定行為（5項目）	府教委が実施する研修の受講が必要 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養	<ul style="list-style-type: none"> ・咽頭をこえての喀痰吸引 ・気管カニューレをこえての喀痰吸引 ・切開部の衛生管理（ガーゼ交換等） ・経腸ポンプの器械操作 ・経鼻チューブの留置確認（担任と共に）
上記以外の代表例	<ul style="list-style-type: none"> ・生理食塩水吸入 ・オリーブ管吸引 ・メラ唾液持続吸引 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬液吸入 ・酸素吸入 ・導尿 ・エアウェイ内吸引と管理 ・浣腸 ・人工呼吸器の管理 ・中心静脈栄養の管理
胃ろう・腸ろうのボタン・チューブ、 経鼻チューブ抜去時の緊急対応	個人マニュアルの対応に準ずる	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう孔を広げ、保健室に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○胃ろうボタン・腸ろうボタン・腸ろうチューブ 速やかにろう孔を確保（ろう孔を広げる、予備のボタンを挿入する等）し、病院を受診する。 ※学校でケアを再開するには Dr. の承認が必須。 ○胃ろうチューブ 速やかにろう孔を確保（予備の胃ろうチューブを胃ろうに挿入し、テープ固定）し、病院を受診する。もしくは保護者が確認する。（少量注入し、異常がないか等） ※学校でケアを再開するには保護者または Dr. の承認が必須。 ○経鼻チューブ <ul style="list-style-type: none"> ・学校で、看護師による再挿入は行わない。 ・中途抜去（目視上明らかにチューブが抜けている状態）の場合、看護師が完全にチューブを抜去する。注入中の中途抜去は速やかに注入を中止し、チューブ内にある注入物を看護師が抜く、もしくはシリンジで陰圧をかけながらチューブを抜去する。 ・抜去後は保護者に連絡し、対応を協議する。 ・必要があれば、保護者が来校し再挿入する。（少量注入し、チューブの留置確認をする） ・万一保護者が来校できない状況で再挿入が必要な場合、医療機関を受診し再挿入する。 ※学校でケアを再開するには保護者または Dr. の承認が必須。
気管カニューレ 抜去時の緊急対応	個人マニュアルの対応に準ずる	
	気切孔を広げるなど、呼吸補助し 全校放送を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・救命処置としてワンサイズ小さいカニューレ、もしくは抜けたカニューレを看護師が挿入することもある。再挿入後、病院へ搬送する。

*特定行為5項目においても、看護師のみ実施の場合がある。

*特定行為以外の依頼があった場合は、その都度検討する。

4. 手続きの流れ《新規医療的ケアの実施》

保護者の申請から実施までの流れ（以下は例として新入生のタイムスケジュール）

* 中学部・高等部 1 年生のうち、内部進学生においては更新扱いとなりますが、保護者による手技の
 教示・付き添い依頼・主治医訪問は新入生と同様に必要です。

月別	手続き(新規)	内容	関係者	様式
9月	教育相談	●保護者から聞き取り 医ケアの内容、主治医訪問、指示書についての説明	各学部主事 医ケア委員 保護者	聞き取り《様式①》
	医療的ケア安全委員会	●情報共有 ●医ケアの受け入れ準備、検討	医ケア委員	
3月	入学検査・説明会	●医ケアの聞き取り、説明 ●主治医訪問の依頼（保護者を通じて主治医へ依頼） ●依頼・同意書の配付（同意欄以外の記入を依頼） ●指示書の配付	医ケア委員長 看護師 保護者	聞き取り《様式①》 依頼・同意書 《様式②》 指示書
4月	入学～			
★	医療的ケア安全委員会	●情報共有	医ケア委員	医療的ケアプラン 《様式③》
	依頼内容の確認	●依頼・同意書の回収、確認 ●主治医訪問日程調整（窓口看護師） ●手技伝達や教示の説明と日程調整	担任 看護師 保護者	依頼・同意書 《様式②》 主治医訪問予定表
	主治医訪問打合せ	●個人マニュアル作成のために保護者からの手技伝達 ●個人マニュアル仮作成（担任→看護師、養護教諭） * 看護師対応のケア（看護師→担任） * 指示書が事前に提出されていたら内容確認	担任・看護師 （養護教諭）	個人マニュアル
	主治医訪問 （情勢により前後することがある。その場合は保護者に内容を確認し、個人マニュアルに反映する）	●指示書記入依頼又は確認 ●仮作成した個人マニュアルの確認 ※胃残量差し引き注入、吸引の深さ等の詳細確認を行う ●医師との情報交換 ●緊急時対応の確認 ●泊を伴う行事のケア確認（対象者）（P 8 参照） ※普段学校で行っていない医療的ケアが必要になった時は新規扱いとなる	看護師 担任（複数） （養護教諭） 保護者	指示書 個人マニュアル
	指示書・主治医訪問 記録回覧 個人マニュアル作成	●主治医訪問記録作成（担任） ※看護師のみの医療的ケアは看護師が作成 →追加修正（看護師・養護教諭） →回覧（担任・看護師・養護教諭・管理職） * 回覧する際は指示書（コピー）、個人マニュアル添付	担任 看護師 養護教諭 管理職	主治医訪問記録 指示書 個人マニュアル
	医療的ケア安全委員会	●医療的ケアの報告、承認（新入生） ●個人マニュアルと指示書の読み合わせ	医ケア委員	指示書 個人マニュアル
	保護者による手技の教示（新入生/内部進学生）	●看護師医療的ケア実施可能（新入生） ●完成した「個人マニュアル」を4部作成し提出 （保護者・主治医・赤ファイル・クラス） ●依頼・同意書を保護者に渡し、保護者同意欄に記入を依頼し、回収 * 指示書の原本、依頼・同意書は赤ファイルに同じ保健室に保管		保護者付き添い期間 （新入生/内部進学生） 医療的ケア手続きプラン 《様式③》 依頼・同意書 《様式②》
	学部会	内容報告（実地研修～と前後してもよい）		
	実地研修	●看護師に日程の相談を行う ●現場演習→実施研修	担任・看護師	医ケア実施者予定表 希望調査票《様式④》 評価票
	認定証申請		担任・管理職	
	医療的ケア実施			
	進級準備	●次年度の医療的ケアの確認 ●依頼・同意書の配付（同意欄以外の記入を依頼） ●「医療的ケアの実施報告書」作成（看護師） 保護者を通じて主治医へ提出 ●指示書の更新（対象保護者）	担任 看護師 保護者	指示書 依頼・同意書 《様式②》 実施報告書 《様式⑤》
4月	進級			
	医療的ケア安全委員会	●情報共有 ●医療的ケアの承認（進級生）	医ケア委員	
	【★ハ】			

更新について

(1) 進級した場合、担任は以下の手続きを進める。

4月	手続き(更新)	内容	関係者	様式
	医療的ケア安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●情報共有 ●医療的ケアの承認 	医ケア委員	医療的ケア実施者予定表
	依頼内容の確認 個人マニュアル仮作成	<ul style="list-style-type: none"> ●依頼・同意書の回収、確認 ●個人マニュアル仮作成(担任→看護師、養護教諭) ※看護師対応のケア(看護師→担任) ※指示書が事前に提出されていたら内容確認 ○主治医訪問日程調整(窓口看護師) 	担任 看護師 保護者	依頼・同意書 《様式②》 主治医訪問予定表 個人マニュアル
	主治医訪問打合せ	○主治医訪問の内容確認	担任・看護師 (養護教諭)	個人マニュアル
	主治医訪問 (必要に応じて実施する。実施しない場合は、 ●は省略し、保護者と確認しながら個人マニュアルを作成し、次項にすむ)	<ul style="list-style-type: none"> ●指示書記入依頼又は確認 ○仮作成した個人マニュアルの確認 ※胃残量差し引き注入、吸引の深さ等の詳細確認を行う ○医師との情報交換 ●緊急時対応の確認 ●泊を伴う行事のケア確認(対象者)(P 8 参照) ※普段学校で行っていない医療的ケアが必要になった時は新規扱いとなる 	看護師 担任(複数) (養護教諭) 保護者	依頼・同意書 《様式②》 指示書 個人マニュアル
	指示書・主治医訪問 記録回覧(必要時) 個人マニュアル作成	<ul style="list-style-type: none"> ○主治医訪問記録作成(担任) ※看護師のみの医療的ケアは看護師が作成 →追加修正(看護師・養護教諭) →回覧(担任・看護師・養護教諭・管理職) ※回覧する際は指示書(コピー)、個人マニュアル添付 ●個人マニュアル完成→配布 4部作成(主治医・保護者・クラス・原本は赤ファイル) ●依頼・同意書の保護者同意欄に記入を依頼し、回収 ※指示書の原本、依頼・同意書は赤ファイルにとし保健室に保管 	担任 看護師 養護教諭 管理職	主治医訪問記録 指示書 個人マニュアル 依頼・同意書 《様式②》
	実地研修	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師に日程の相談を行う ●現場演習→実施研修 	担任・看護師	希望調査票(様式④) 評価票
	認定証申請		担任・管理職	
	医療的ケア実施			
	進級準備	<ul style="list-style-type: none"> ●次年度の医療的ケアの確認 ●依頼・同意書の配付(同意欄以外の記入を依頼) ●「医療的ケアの実施報告書」作成(看護師) 保護者を通じて主治医へ提出 ●指示書の更新(対象保護者) 	担任 看護師 保護者	依頼・同意書 《様式②》 指示書 実施報告書 《様式⑤》

(2) 年度途中の指示書更新について

内容に変更がない場合は保護者が主治医に依頼し、指示期間までに指示書の更新を行う。
追加・変更・削除がある場合は下記を参照する。

追加 変更	内容の追加 内容の変更
<p>保護者から依頼があれば、医療的ケア安全委員会に連絡します。</p> <p>《指示書記載内容の場合》</p> <p>依頼・同意書の記入依頼をする。委員会の承認は不要です。</p> <p>指示書に主治医が追加・変更後個人マニュアルに追加変更します。</p> <p>個人マニュアルに追加変更します。</p> <p>《個人マニュアル記載内容の場合》</p> <p>指示書と依頼・同意書の記入依頼をする。委員会の承認は不要です。</p> <p>担当が個人マニュアルを変更し、保健室へ相談、回覧後実施。完成後4部作成し提出する。(4部=保護者・主治医・赤ファイル・クラス) 主治医へは保護者を通して渡します。</p>	

削除	<p>保護者が「医療的ケアに関する依頼・同意書の裏面」の取り下げをします。</p> <p>《様式②-2》</p> <p>指示書は次回の更新時に削除依頼します。</p>
-----------	---

指示書における取り扱い

新規

追加・変更

吸引	<input type="checkbox"/> 口腔内	約 () cm 挿入 <input type="checkbox"/> 手動
		<input type="checkbox"/> 看護用が咽頭を超える吸引可
	<input type="checkbox"/> 鼻腔内	約 () cm 挿入 <input type="checkbox"/> 手動
		<input type="checkbox"/> 看護用が咽頭を超える吸引可
	<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内	約 () cm 挿入 <input type="checkbox"/> 看護用は気管カニューレを超える吸引可
	<input type="checkbox"/> 低圧持続吸引	<input type="checkbox"/> メラチューブ <input type="checkbox"/> カテーテル
	<input type="checkbox"/> エアウェイ内	<input type="checkbox"/> 看護用が咽頭を超える吸引可
	その他	
経鼻栄養	<input type="checkbox"/> 経鼻経管	<input type="checkbox"/> 栄養剤注入
	<input type="checkbox"/> 胃ろう	<input type="checkbox"/> 水分注入
	<input type="checkbox"/> チューブ	<input type="checkbox"/> ペースト食
	<input type="checkbox"/> ボタン	<input type="checkbox"/> 薬剤
	<input type="checkbox"/> 腸ろう	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> チューブ	<input type="checkbox"/> ろう孔の衛生管理
	<input type="checkbox"/> ボタン	

記載内容に追加・変更がある場合

指示書に記載追加・変更依頼し、個人マニュアルも変更 (口腔内吸引 8 cm → 10 cm)

記載内容に追加・変更がない場合

個人マニュアルを変更 (吸引チューブ 8Fr → 10Fr)

5. 長期欠席の児童生徒・訪問教育対象児童生徒の医療的ケア

(1) 長期欠席の児童生徒の医療的ケアについて

体調不良等で学校を長期に欠席している児童生徒に対しては、登校する際に保護者と健康状態について十分に引き継ぎを行います。また、状態に応じて主治医訪問等を行い、医療的ケアを再開するにあたっては慎重にすすめます。

(2) 訪問教育対象児童生徒の医療的ケアについて

- ① 在家庭への訪問指導時・・・保護者が実施します。
- ② 施設・病院への訪問指導時・・・保護者もしくは保護者の代わりに適切に行える者が実施します。
- ③ スクリーニング時・・・保護者の付き添いなので、原則、保護者が実施します。
施設・病院に入所する児童生徒については、保護者または保護者に代わる者が付き添い、医療的ケアについても保護者または、保護者の代わりに適切に行える者を充てることとします。

6. 校外学習について

*次の手順に沿って関係者と連携を図り、1ヶ月前までに医療的ケア安全委員会で提案します。

*時期はあくまで目安であり、検討に時間がかかりそうなケース等は早めに行います。

*手順の確認や書類の準備の際にチェック☑ をしていきます。

時期	手順	関係者	関係書類
3ヶ月前まで ※1学期実施のものについては、決まり次第すぐに	<input type="checkbox"/> 実施要項を学部会へ提案	担当教員	<input type="checkbox"/> 実施要項
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の参加について担任が養護教諭、看護師へ報告 <input type="checkbox"/> 必要な場合、養護教諭に引率依頼	担任 養護教諭 看護師	<input type="checkbox"/> 実施要項
2ヶ月前まで	<input type="checkbox"/> 担任が医ケア行程表を作成し、保護者とケアのスケジュール、内容について相談	担任	<input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 医ケア行程表 《様式⑥》
	<input type="checkbox"/> 同行する養護教諭、看護師と医ケア行程表、内容等について確認	担任 養護教諭 看護師	<input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 医ケア行程表 《様式⑥》 <input type="checkbox"/> 校外学習、泊を伴う行事検討表 《様式⑦》
1ヶ月前まで	<input type="checkbox"/> 医療的ケア安全委員会で検討 ●行先 ●交通手段、所要時間 ※1、2 ●体調 ●ケア内容、時間 ※3 ●緊急時対応 等	担任 医ケア委員	<input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 医ケア行程表 《様式⑥》 <input type="checkbox"/> 校外学習、泊を伴う行事検討表 《様式⑦》 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 《様式⑧》
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、学部会へ連絡	学部全員	<input type="checkbox"/> 実施要項
1週間前まで	<input type="checkbox"/> 実施要項、様式⑥、⑦、⑧を看護師へ提出	担任 看護師	<input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 医ケア行程表 《様式⑥》 <input type="checkbox"/> 校外学習、泊を伴う行事検討表 《様式⑦》 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 《様式⑧》
	<input type="checkbox"/> 実施		
		*各種書類について	…担任が準備

※1 吸引が必要な児童生徒がいる場合、吸引ポイントを複数設置する。交通手段が通学バスや福祉タクシーなどの場合、運転手や担当者とも確認します。

※2 通学バスに座席がない児童生徒が通学バスや福祉タクシー等を利用する際は、必ず乗車についての検討を行います。

※3 行程に応じて、ケアの時間帯や注入量の変更、調整をします。(他の医療的ケアが必要な児童生徒のケアも考慮します。) また、ケア内容に応じて、保護者の付き添いを依頼することもあります。

7. 泊を伴う行事について

*次の手順に沿って関係者と連携を図り、2か月前までに(1学期実施のものについては決まり次第すぐに)

医療的ケア安全委員会で提案します。

*時期はあくまで目安であり、検討に時間がかかりそうなケース等は早めに行います。

*手順の確認や書類の準備の際にチェック☑ をしていきます。

時期	手順	関係者	関係書類
3か月前まで *1学期実施のものについては前年度中に	<input type="checkbox"/> 実施要項を学部会へ提案	担当教員	<input type="checkbox"/> 実施要項
前年度2・3月頃	<input type="checkbox"/> 保護者に調査票配付→回収	養護教員	<input type="checkbox"/> 調査票
	<input type="checkbox"/> 調査票を確認 <input type="checkbox"/> 泊のみのケアがある場合 ※新たに医療的ケア対象となる場合 →新規の手続きが必要 ※医療的ケアの追加がある場合 →保護者に依頼・同意書の追記依頼	担任 養護教諭 看護師	<input type="checkbox"/> 調査票 <input type="checkbox"/> 依頼・同意書 《様式②-2》
	<input type="checkbox"/> 学校生活以外のケアについて保護者に確認 ※必要に応じて、懇談会を活用して、看護師も同席 <input type="checkbox"/> 児童生徒の参加について担任が養護教諭、看護師へ報告	担任 養護教諭 看護師	<input type="checkbox"/> 実施要項
4. 5月頃	<input type="checkbox"/> 必要な場合、主治医訪問でケアについて確認 ※浣腸のみの場合、主治医訪問不要	担任 看護師 (養護教諭)	<input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 指示書
	<input type="checkbox"/> 担任が医ケア行程表を作成し、保護者とケアのスケジュール、内容について相談	担任	<input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 医ケア行程表 《様式⑥》
	<input type="checkbox"/> 同行する養護教諭、看護師と医ケア行程表、内容等について確認	担任 養護教諭 看護師	<input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 医ケア行程表 《様式⑥》
2ヶ月前まで ※1学期実施のものについては決まり次第すぐに	<input type="checkbox"/> 医療的ケア安全委員会で検討 ●行先 ●交通手段、所要時間 ※1、2 ●体調 ●ケア内容、時間 ※3 ●緊急時対応 等	担任 医ケア委員	<input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 校外学習、泊を伴う行事検討表 《様式⑦》 <input type="checkbox"/> 事故発生対応 《様式⑧》
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて学部会へ連絡	学部全員	<input type="checkbox"/> 実施要項
1ヶ月前まで	<input type="checkbox"/> 実施要項、様式⑥、⑦、⑧を看護師へ提出	担任 看護師	<input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 行程表《様式⑥》
	<input type="checkbox"/> 保護者説明会 全体の説明会后、個別でケアのスケジュール、内容の最終確認	担任 看護師	
	<input type="checkbox"/> 実施		
*各種書類について	_____…養護教諭、看護師が準備	_____…担任が準備	

※1 吸引が必要な児童生徒がいる場合、吸引ポイントを複数設置する。交通手段が通学バスや観光バス、福祉タクシーなどの場合、運転手や担当者とも確認します。

※2 通学バスに座席がない児童生徒が通学バスや観光バス、福祉タクシーなどを利用する際は、必ず乗車についての検討を行います。

※3 行程に応じて、ケアの時間帯や注入量の変更、調整をする。(他の医療的ケアが必要な児童生徒のケアも考慮します。) また、ケア内容に応じて、保護者の付き添いを依頼することもあります。